

令和3年度 介護人材キャリアアップ研修

第5編 高齢者福祉の基礎知識

参考図書 介護支援専門員基本テキスト 九訂
下巻 高齢者保健医療・福祉の基礎知識

講師 竹藤 登

沖縄統合医療学院 社会福祉学科 専任講師

沖縄県社会福祉士会 顧問

第1章 ソーシャルワークとケアマネジメント

第1節 ソーシャルワークの基礎理解

p414

1 ソーシャルワークの定義

(1) ソーシャルワークとは

1) 代表的な三つの技術(三大援助技術)

- ①直接援助技術 ①ケースワーク ②グループワーク
- ②関節援助技術 ③コミュニティワーク ○ソーシャルアドミニストレーション
○ソーシャルリサーチ ○ソーシャルアクション ○ソーシャルプランニング
- ③関連援助技術 ○ケアマネジメント ○カウンセリング ○スーパービジョン
○ネットワーク ○コンサルテーション

2) グローバル定義 IFSW・IASSW によって 2014年7月に採択

ソーシャルワークは、社会的変革と社会開発、社会的結束、および人々のエンパワメントと解放を促進する、実践に基づいた専門職であり学問である。社会正義、人権、集団的責任、および多様性尊重の諸原理は、ソーシャルワークの中核をなす。ソーシャルワークの理論、社会科学、人文学、および地域・民族固有の知を基盤として、ソーシャルワークは、生活課題に取り組みウェルビーイングを高めるよう、人々やさまざまな構造に働きかける。

この定義は、各国及び世界の各地域で展開してもよい。

- ①グローバル定義(国際ソーシャルワーカー連盟・国際ソーシャルワーク学校連盟採択)
- ②リージョナル定義(地域定義) アジア・太平洋地区の定義
- ③ナショナル定義(国の定義) グローバル定義日本における展開 p415

(2) ソーシャルワークの対象範囲と機能

① システム理論 重層的構造における相互作用

- ① 個人・家族 … 問題解決能力や対処能力の強化 … ミクロ・レベル
- ② グループ、地域住民、身近な組織 … 環境の調整 … メゾ・レベル
- ③ 地域社会、国家、制度等 … 社会資源を人々と繋げる … マクロ・レベル

② ソーシャルワークの機能

- ①アセスメント ②問題発見・アウトリーチ ③支持・支援 ④助言・相談
- ⑤アドボカシー(権利擁護) ⑥運営・管理 ⑦プログラム開発 ⑧スーパービジョン
- ⑨コンサルテーション ⑩評価 ⑪教育・研修 ⑫紹介・送致 ⑬組織化 ⑭交渉
- ⑮連携 ⑯政策分析 ⑰プランニング ⑱政策立案 ⑲ソーシャルアクション

(3) 介護保険制度における活用

- ① 介護支援専門員とSW ② 介護課題と生活課題 ③ ネットワークと連携

2 地域包括ケアシステムとソーシャルワーク

(1) 対象 介護・医療・生活全般 フォーマルからインフォーマル社会資源

◎ 地域包括ケアシステムの中での役割 地域のサービスをコーディネート

(2) 内容 p418 図表 1-1 (概念図) 地域ケア会議 地域住民参加

3 介護支援専門員とソーシャルワーク(SW)

(1) ミクロ・レベル(個人・家族)の SW

① 支援のプロセス

- ① ケース発見 ② インテーク ③ アセスメント ④ プランニング ⑤ 支援の実施
⑥ モニタリング ⑦ 終結と事後評価 ⑧ アフターケア

- ② アウトリーチの手法 自ら必要性を感じていない高齢者社会的孤立の高齢者
③ 全人的な視点からのアプローチ 人生の再設計 介護体制の構築 心理的課題等
④ チームアプローチ ニーズの多様化 多職種・他機関協働 社会資源の活用
⑤ 家族システムの活用 家族システムの調和とQOLの最適化

(2) メゾ・レベル(グループ、地域住民、身近な組織)の SW

- ① 対象者 身近な組織・グループや地域社会の活用 多職種・他機関の連携
② 効果 チームワークの形成 リーダーシップ育成 個人の成長や問題の解決
③ 活用の場所 通所型サービス グループホーム サロン活動 老人クラブ等
④ プログラム 参加メンバーの希望 主体性の尊重 メンバー間相互支援機能
⑤ アプローチ 心理治療的 リハビリテーション セルフヘルプ

(3) マクロ・レベル(地域社会、組織、国家、制度・政策、社会規範、環境)の SW

- ① 地域社会等に働きかけその変革を通して個人や集団のニーズの充足を目指す
② 具体的支援方法

- ① 地域開発 ② 社会資源開発 ③ 社会計画 ④ ソーシャルアクション ⑤ 政策立案
⑥ 行政への働き ⑦ 調査研究 ⑧ 世論への啓発 ⑨ 請願活動 ⑩ 社会福祉運営管理

③ 介護支援専門員の役割 地域ケア会議の5つの機能の活用

- ① 個別課題解決機能 ② ネットワーク構築機能 ③ 地域課題発見機能
④ 地域づくり・資源開発機能 ⑤ 政策形成機能 ⇒ 地域包括ケアシステムの構築

(4) 方法論の統合によるジェネラリスト・ソーシャルワークの展開

- ① 多様なシステムの相互作用 課題の全体関連性を認識し、統合的に展開
② 地域包括支援センターでの実践 p423 図表 1-3

① ミクロ

個別相談

ケースアドボカシー

困難事例の相談

個別スーパービジョン

認知症相談

介護予防ケアマネジメント

アウトリーチ

介護者相談

個別ケア会議

② メゾ

グループ相談

グループの権利擁護

ケアマネ後方支援

グループSV

認知症カフェ

介護予防教室

サロン活動支援

介護者教室

地域ケア会議

③ マクロ

地域調査

コーズアドボカシー

ケアシステム構築支援

専門職団体SV

認知症サポーター養成

介護予防啓発活動

広域見守りシステム構築

企業等への介護者支援啓発

地域ケア推進会議

第2節 相談面接技術 p424

1 相談面接における価値観と倫理的配慮

(1) 相談面接における価値観の位置

- ① ソーシャルワークの三大要素 ①価値観・倫理 ②技術 ③知識
- ② 価値観・倫理の位置 基本的部分であり、牽引するエンジンの部分

(2) 相談面接をめぐる価値観の構造

1) バイスティックの7原則

- ① 価値観の構造 ①一般社会 ②制度・政策上 ③生命・医療領域
④社会福祉援助実践 ⑤利用者との関係 ⑥専門的自己と私的自己
- ② バイスティックの7原則 ①個別化 ②受容 ③意図的な感情表出
④統制された情緒関与 ⑤非審判的態度 ⑥自己決定の尊重 ⑦秘密保持

2) レヴィによるソーシャルワーク専門職の価値

- ① ソーシャルワーク専門職の価値観 ①社会的価値 ②組織及び機関の価値
③専門職としての価値 ④対人援助サービスの価値
- ② ソーシャルワーカーに対する価値の問いかけ
①社会的価値 ②人間的価値 ③援助過程の価値

(3) 価値観のジレンマ

1) リーマーによる無分類

- ① 直接援助に関する五つのジレンマ
①守秘義務とプライバシーの侵害 ②自己決定の保障と保護的支援
③対象者の要望と所属機関の要請 ④専門職間の領域
⑤専門職としての価値観と自己の個人的価値観
- ② 間接援助に関する六つのジレンマ
①制限のある資源の活用 ②公的・私的機関の社会福祉における義務
③法的規制 ④労使関係 ⑤欺瞞的な対応 ⑥反倫理的行為

2) ジレンマを解決する過程

- ① 価値観・倫理上のジレンマを解決する過程 p429 図表 1-8
- ② ドルゴフの倫理原則選別リスト 自己決定の支援と倫理的ジレンマ
①生命の保護原則 ②平等と不平等の原則 ③自己決定と自由の原則
④危害最小の原則 ⑤生活の質の原則 ⑥個人情報と守秘義務の原則
⑦誠実と開示の原則

2 相談面接プロセスの全容

- ① 相談面接共通要素 ①過程の相互作用 ②各過程の意図的行動 ③信頼関係
④連携先や意義のイメージ ⑤評価 自己評価・利用者評価・第三者評価
- ② プロセス ①開始 ②アセスメント ③契約 ④援助計画 ⑤実行・調整・介入
⑥援助活動見直し・過程評価 ⑦終結 ⑧フォローアップ・事後評価

- (1) 開始期 二重の不安の解消 信頼関係の構築 スーパービジョンの活用
 - (2) アセスメント 観察技能 分析能力 コミュニケーション技能
 - 1) 情報収集 利用者情報 関係者情報 既存の情報 面談力 アセスメント様式
 - 2) 問題規定 課題整理 優先順位
 - (3) 契約 相互の役割分担課題の明確化 自己決定を最大限保障
 - (4) 援助計画 目標 課題・ニーズの設定 調整・介入方法の設定 p433 図表 1-10
 - (5) 実行・調整・介入 目標達成に向けた介入 科学的根拠に基づく介入
 - (6) 援助活動の見直し・過程評価 モニタリング 評価 スーパービジョン 見直し
 - (7) 終結 目標達成 終結準備 複雑な心境への対応 残された課題整理
 - (8) フォローアップ・事後評価・予後 自己評価・客観評価 フィードバック
- 3 相談面接におけるコミュニケーション
- (1) コミュニケーションの機能と対人援助
 - 1) コミュニケーションの目的
 - ① 対象者を理解する。(情報収集)
 - ① 対象者の特性を理解する。(個別アセスメント)
 - ② 対象者の環境を理解する。(環境アセスメント)
 - ③ 対象者の思いを理解する。(価値観を理解する)
 - ④ 対象者のストレングスを理解する。(長所探し)
 - ② 対象者との信頼関係を構築する。(人間関係形成)
 - ① 対象者を理解することで形成される。(理解者)
 - ② 対象者の思いに対応することで深まる。(親切)
 - ③ 対象者の長所に対応(褒める)することでより深まる。
 - ③ 質の高いサービスの提供で確立する。(専門性)
 - ③ サービスの質の向上
 - ① 声かけひとつでもサービスの質は各段に向上する。
 - ② 思いを理解した上でのサービスの提供は最上級である。
 - ③ コミュニケーションの質がサービスの質を決定する。
 - ④ 相手の想いを理解した上で、前向きな言葉に変換する。
 - 2) コミュニケーションの機能
 - ① 情報の伝達 ② 信頼関係の構築
 - 3) コミュニケーションの役割
 - ① 人と環境の接点 ②他者の行動を理解 ③自己の行動表現 ④自己の成長
 - (2) コミュニケーションをとらえる二つの視点 「ある」ものか「する」ものか
 - (3) 二者間コミュニケーションの要素① 送り手と受け手 受信と送信
 - (4) 二者間コミュニケーションの要素② 伝達経路 言語と非言語
 - ①言語(基本情報伝達) 言語・文字 ②非言語(感情情報伝達) 表情・態度

(5) 二者間コミュニケーションの要素③ コミュニケーションの阻害要素

- ① 物理的雑音 大きな音等 不適切な環境等
- ② 身体的雑音 聴覚・言語障害 視覚障害 身体的障害等
- ③ 心理的雑音 心理的防衛機制 幻聴 幻覚 精神的障害
- ④ 社会的雑音 偏見・誤解、風評、うわさ 差別 支援的でない文化・風土

(6) 二者間コミュニケーションの要素④ 送り手と受け手の環境の違いを越えて

- ① 双方向コミュニケーションの条件 共通言語 共通イメージ
- ② 環境の理解 価値観の理解 年齢 性別 成育歴 生活史 職歴 経験
- ③ 価値観の理解と自己覚知 利用者主体は利用者の価値観の理解から

4 コミュニケーションの基本的技能と応用技能

(1) 基本的技能

- ① 心理面および身体面での参加
- ② 聴くこと 傾聴 言語・非言語メッセージの理解
- ③ 自己開示 ④ 感情・想いの表現
- ⑤ 共感(第一次共感)基本的共感 共感的理解 感情の理解 受容 信頼関係構築
- ⑥ 誠実さ・尊敬の伝達 向き合う 開いた姿勢 身体動作 視線 リラックス
- ⑦ 様々な質問 きっかけ 情報収集 明確化 勇気づけ オープンとクローズ

(2) 応用的技能

- ① 第二次共感 想いを深く洞察 背景を理解
- ② 焦点化 要約 ③ 明確化 ④ 直面化 感情・体験・行動の見直し
- ⑤ 即時化 ⑥ 技能の統合化

(3) 面接場面でのコミュニケーション技能

- ① 観察 (非言語メッセージの理解) クライエントの心理的理解
 - ①行動・しぐさ・表情 ②会話の流れ ③ストレスを感じる言葉 ④自己覚知
- ② 傾聴 (基本的な姿勢) クライエントの動機付け
 - ①雰囲気 ②より多くの情報 ③聴く姿勢・うなずき ④能動的傾聴・質問
- ③ 共感 (共感的理解) クライエントの感情を理解 受容
 - ①感情的理解 ②否定的な感情理解 ③肯定的感情の理解
- ④ 支持 (精神的な支え) クライエントの自尊心、自己肯定感を支える
 - ①受容、承認、保護、教育 ②自己決定や自己理解 ③肯定的にとらえる。
- ⑤ 質問 (基本的で重要な技術)
 - ①開かれた質問と閉じた質問 ②わかりやすく適切な質問量 ③相互作用
- ⑥ 応答 (焦点づけと方向づけのための技法)
 - ①内容の反射 単純な反射 言い換え 要約 明確化 ②感情の反射
 - ③直面 要望とニーズ ④沈黙への対処 迷いと抵抗や否定的感情
- ⑦ コミュニケーションの基本形 聴く⇒理解する⇒反射する⇒待つ⇒聴く

第3節 支援困難事例への対応 p443

1 支援困難事例とは何か 「多問題家族」「接近困難事例」

(1) 支援困難事例の顕在化

1) 「家族中心プロジェクト」 1950年代 アメリカ・セントポール市

①体系的な調査 ②重層性の認識 ③包括的アプローチ ④協働 ⑤予防的アプローチ

2) 地域包括支援センターによる支援困難事例への対応 虐待対応 多職種協働

(2) 介護支援専門員の役割 介護支援専門員全国調査 2003年

①対応困難利用者(76%) ②処遇困難 ①本人と家族の意見が異なる(50%以上)

②サービスを受け入れない(46%) ③独居の利用者(40%)

③困難要因 ①精神疾患、知的障害(62.8%) ②経済的困難(46.5%) ③虐待(42.4%)

④相談・発見経路 ①ケアマネ(84%) ②民生委員(70%) ③家族(43%)

2 支援を困難にさせる要因

(1) 困難を感じるのは支援者側 ①本人要因 ②社会的要因 ③サービス提供者要因

(2) 本人要因

1) 心理的要因 ①不安 ②不満、怒り ③意欲の低下 ④支援拒否

2) 身体的・精神的要因 ①疾病 ②障害 ③判断能力の低下

(3) 社会的要因

1) 家族・親族との関係 2) 地域との関係 3) 社会資源の不足

(4) サービス提供者側の要因

1) 本人との援助関係の不全

① 援助関係、信頼関係不全 ② 知識不足 ③ スキル不足

2) チームアプローチの機能不全

①チーム内コミュニケーション不全 ②役割分担不全 ③管理機能不全

3) ニーズとケアプランの乖離

①アセスメント不足 ②現状、背景、要因分析不足

3 支援困難事例への対応

<事例>

p451

【家族構成と生活】 Aさん(75歳) 糖尿病 Bさん(長男40歳)無職 二人暮らし

【かかわりの拒否】 訪問、ごみの散乱 「特に困ってない」「結構です」

【地域ケア会議の開催】 主任ケアマネ 民生委員 自治会長 介護予防教室への誘い

【初回面接】 Aさん血圧高め、めまい、吐き気 Bさん体調不良で寝込むことが多い

【暫定ケアプランの作成】 Aさん介護予防サービス 通院服薬体制確保 見守り体制

Bさんケアプラン作成 CSWの支援導入

【訪問面接によるアセスメント】 保健師、ケアマネ訪問 病院受診

【サービス利用開始とモニタリング】 虐待発見 緊急ショートステイ利用

【家族への支援とチームアプローチ】 Bさん精神科受診 入院治療 地域ケア会議開催

第2章 社会資源の活用及び関連諸制度 p457

第1節 社会資源の活用

- 1 社会資源の把握 社会資源の例 p458 図表 2-1
 - (1) フォーマルサービス 公的な供給主体
 - (2) インフォーマルサポート
 - 1) 利用者固有の人的つながり 家族・友人・近隣住民
 - 2) 住民主体の各種活動 ボランティア 趣味活動 社会参加支援
- 2 社会資源間での機能や役割の相違
 - (1) 長所・短所
 - 1) フォーマル 【長所】一定の水準・安定的 【長所】融通が利かない
 - 2) インフォーマル 【長所】融通性・弾力性 【短所】不安定
 - (2) 社会資源のアセスメント 介護支援専門員に求められる大切な能力
- 3 解決すべき課題(ニーズ)への対応
 - (1) 「活動と参加」と社会資源 利用者の活動と社会参加の支援⇒自立支援
 - (2) 社会資源の組み合わせ調整
 - 1) フォーマルとフォーマルの連携調整 介護保険、障害者総合支援法等
 - 2) フォーマルとインフォーマルの連携調整 ケアプランに位置づけ
- 4 「地域づくり」への参画
 - (1) 社会資源リストの活用 社会資源の把握
 - (2) ネットワークの必要性 人脈の形成 ネットワークを機能
 - (3) 社会資源の開発への協力 社会資源不足の解消

第2節 障害者総合支援法 2013年4月施行

- 1 目的・基本理念
 - (1) 目的 第1条

障害者基本法の基本的な理念にのっとり、障害者および障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスの給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行うことにより、障害者および障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

- (2) 基本理念 第1条の2 p463
- 2 実施機関と対象範囲
 - (1) 実施機関 市町村及び都道府県
 - (2) 対象範囲 身体障害 知的障害 精神障害(発達障害を含む) 難病等
- 3 支給決定までの流れ p465 図表 2-2
 - ①支給申請 ②心身の状況等に関する調査 ③障害支援区分の認定 支援区分1～6
 - ④支給決定 介護給付(支援区分による) 訓練等給付 サービス等利用計画

4 自立支援給付と地域生活支援事業

- (1) 自立支援給付 ①介護給付費 ②訓練等給付費 ③地域相談支援給付費
④計画相談支援給付費 ⑤自立支援医療費 ⑥補装具費等
- (2) 介護給付 ①居宅介護 ②重度訪問介護 ③同行援護 ④行動援護 ⑤療養介護
⑥生活介護 ⑦短期入所 ⑧重度障害者等包括支援 ⑨施設入所支援
- (3) 訓練等給付 ①自立訓練(機能・生活) ②就労移行支援 ③就労継続支援(A・B型)
④就労定着支援(3年) ⑤自立生活援助(1年) ⑥共同生活援助(グループホーム)
- (4) 市町村地域生活支援事業(必須) ①理解促進研修・啓発事業 ②自発的活動支援事業
③相談支援事業 ④成年後見制度利用支援事業 ⑤成年後見制度法人後見支援事業
⑥意思疎通支援事業 ⑦日常生活用具給付事業 ⑧手話奉仕員養成研修事業
⑨移動支援事業 ⑩地域活動支援センター機能強化事業(I型・II型・III型)
- (5) 都道府県地域生活支援事業(必須) ①専門性の高い相談支援事業(差別・虐待相談等)
②専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業(手話通訳者・要約筆記者等)
③専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業 ④および市町村相互間の連絡調整
⑤広域的な支援事業

5 自立支援医療費 支給対象 ①精神通院医療費 ②厚生医療 ③育成医療

- #### 6 補装具費 ①義眼・眼鏡 ②盲人安全杖 ③補聴器 ④義肢・装具 ⑤車いす ⑥電動車いす ⑦座位保持装置 ⑧歩行補助杖 ⑨歩行器 ⑩重度障害者用意思伝達装置

7 障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係

- ① 基本介護保険法優先(適切性を市町村が判断し利用可)
- ② 同行援護・行動援護・自立訓練(生活)・就労移行支援・就労継続支援等は可

第3節 生活保護法

1950年制定 p468

1 目的・基本原理

- (1) 目的 憲法25条「生存権の保障」の理念に基づく、生活の保障、自立の助長
- (2) 基本原理 ①国家責任 ②無差別平等 ③最低生活保障 ④補足性
- (3) 保護の原則 ①申請保護 ②基準及び程度 ③必要即応 ④世帯単位

2 実施機関 都道府県(町村管轄) 福祉事務所(市設置義務、町村任意)

3 扶助の種類

p470 図表2-5

- ①生活扶助(I類・II類) ②教育扶助(義務教育) ③住宅扶助(家賃・地代)
- ④医療扶助(現物給付) ⑤介護扶助(現物給付) ⑥出産扶助 ⑦生業扶助 ⑧葬祭扶助

4 介護扶助の内容等

(1) 介護扶助の対象者

- ① 第1号 特別徴収(年金天引) 普通徴収(生活扶助の介護保険料加算が負担)
- ② 第2号 医療保険加入者(医療保険から徴収) 医療保険未加入(全額生活扶助)

- ##### (2) 介護扶助の範囲 ①居宅介護 ②福祉用具 ③住宅改修 ④施設介護 ⑤介護予防 ⑥介護予防福祉用具 ⑦介護予防住宅改修 ⑧介護予防・日常生活支援 ⑨移送

- (3) 介護扶助の方法 プランに基づき福祉事務所に申請 現物給付 住宅改修等金銭給付
- (4) 指定介護機関の指定 介護保険法および生活保護法の指定を受けた事業者
- (5) 要介護認定および居宅介護支援計画等の作成
 - 1) 要介護認定 被保険者は同様 それ以外 生活保護制度⇒介護認定審査会委託
 - 2) 居宅介護支援計画等 原則、生活保護指定の居宅介護支援事業所作成

5 生活保護制度の最近の動向

- ① 被保護世帯増加傾向 207万人(生活保護率 1.64%) 令和元年
- ② 最近の改正 ①就労自立給付金 ②自立に向けた健康・生活面等に着目した支援
 - ③不正・不適正受給対策強化 ④医療扶助の適正化 ⑤生活困窮者自立支援法の制定

第4節 生活困窮者自立支援法 2015年4月施行 p475

1 目的 生活保護に至る前の生活困窮者の自立の支援と生活保護を脱却した人の支援

2 実施機関と対象者

- ① 実施機関 都道府県、市および福祉事務所を設置する町村
- ② 対象者 現在保護は受給していないが、保護に至る可能性があり、自立が見込まれる者

3 支援の内容

(1) 生活困窮者自立相談支援事業(必須事業)

- ① 支援方法 ①ニーズ把握 ②自立支援計画策定 ③関係機関との連絡調整
- ② 実施機関 都道府県、福祉事務所、社会福祉法人等一部業務委託可
- ③ 職員 主任相談支援員 相談支援員 就労支援員

(2) 生活困窮者住宅確保給付金(必須事業)

- ① 対象者 離職等により経済的に困窮し、住宅を失うか、そのおそれのある者
- ② 目的 安定した住居の確保と就労自立を図る
- ③ 受給要件 65歳未満 離職後2年未満 一定水準以下の収入・資産
- ④ 支給額 賃貸住宅の家賃(上限 生活保護の住宅扶助の範囲)
- ⑤ 支給期間 原則3か月間(最大9か月まで延長可)
- ⑥ 義務 ハローワークでの月2回以上の職業相談 自治体での4回以上の面接支援

(3) 生活困窮者就労準備支援事業(任意事業) 6か月～1年程度

- ①日常生活自立の指導・訓練 ②社会的能力の習得 ③就労自立支援

(4) 生活困窮者就労訓練事業(都道府県等の認定事務につき必須事業)

- ① 実施主体 社会福祉法人、NPO法人、営利企業等が自主事業として実施
- ② 支援内容 対象者の状況に応じた就労機会の提供 就労支援プログラムの実施

(5) 生活困窮者一時生活支援事業(任意事業)

- 支援内容 宿泊場所の提供 衣食の供与 原則3か月を超えない期間

(6) 生活困窮者家計相談支援事業(任意事業) 家計簿の作成支援 債務整理等

(7) 子どもの学習支援事業(任意事業) 貧困の連鎖防止

- ①子どもの学習支援 ②子どもの居場所確保 ③生活習慣、社会性の育成

第5節 後期高齢者医療制度 2008年4月実施 p479

- 1 目的 75歳以上(後期高齢者)に対する適切な医療を提供する制度
- 2 概要 ①75歳以上対象 ②財政責任主体の明確化 ③独立した医療制度
- 3 運営主体 後期高齢者医療広域連合(都道府県ごとに全ての市町村加入)
- 4 被保険者、保険料および一部負担
 - ① 被保険者 ①75歳以上の者 ②65歳～75歳未満 障害の状態にあると認めたもの
 - ② 保険料 条例で制定 被保険者均等割と所得割が50:50 低所得者軽減措置あり
 - ③ 減免・猶予 特別な理由がある者に対して減免・徴収の猶予 2年に一度改定
 - ④ 保険料徴収 ①普通徴収 市町村役場 ②特別徴収(年額18万以上年金)年金天引き
 - ⑤ 一部負担 原則1割負担 現役並み所得者(課税所得145万以上等)3割負担
- 5 後期高齢者医療給付 p481 図表2-10
 - ①療養の給付 ②入院時食事療養費 ③入院時生活療養費 ④保険外併用療養費
 - ⑤療養費 ⑥訪問看護療養費 ⑦特別療養費 ⑧移送費 ⑨高額療養費
 - ⑩高額介護合算療養費 ⑪条例で定められる給付
- 6 後期高齢者医療制度における費用負担 p481 図表2-11
 - ① 費用負担 被保険者約1割 現役世代約4割 公費約5割(国・都道府県・市町村)
 - ② その他 ①調整交付金(国) ②保険基盤安定制度(都道府県・市町村)
 - ③財政安定化基金(国・都道府県・広域連合) ④高額医療費負担対象額(国・都道府県)
 - ⑤特別高額医療費共同事業(広域連合)

第6節 高齢者住まい法 国土交通省、厚生労働省の共管 p483

- 1 目的 高齢者の居住の安定【高齢者の居住の安定確保に関する法律】
- 2 基本方針と高齢者居住安定確保計画 基本的な方針の策定と施設整備計画の策定
- 3 サービス付き高齢者向け住宅の登録 建築・改修費一定補助 税制優遇措置 融資
- 4 サービス付き高齢者向け住宅の登録の基準 2011年改正 p484 表2-12
 - ①状況把握サービス ②生活相談サービス ③バリアフリー賃貸住宅
- 5 指導監督 都道府県知事、政令指定都市・中核市の長 報告 立ち入り検査 登録取消
- 6 サービス付き高齢者向け住宅と地域包括ケアシステムとの関係 高齢者住まいの類型

第7節 老人福祉法 1963年制定 p486

- 1 目的 老人福祉法 第1条

老人の福祉に関する原理を明らかにするとともに、老人に対し、その心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講じ、もって老人の福祉を図ること

- 2 福祉の措置の実施者 国及び地方公共団体 65歳以上の者(未満でも特に必要な者)
- 3 事業及び施設と介護保険サービスとの関係
 - ① 居宅介護(介護保険給付あり) ①老人居宅介護事業 ②老人デイサービス事業
 - ③老人短期入所事業 ④小規模多機能型居宅介護事業
 - ⑤認知症対応型老人共同生活援助事業 ⑥複合型サービス福祉事業

② 老人福祉施設

p487 図表 2-13

- ①老人デイサービスセンター ②老人短期入所施設 ③養護老人ホーム
- ④特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設) ⑤経費老人ホーム ⑥老人福祉センター
- ⑦老人介護支援センター ⑧有料老人ホーム

4 老人福祉計画その他の規定

- ① 老人の日および老人週間に関する規定(第5条) 9月15日 週間9/15~9/21
- ② 老人クラブ(第13条第2項) 地方公共団体の努力義務
- ③ 老人福祉計画(第20条の8) 介護保険事業計画(介護保険法)と一体として作成

第8節 個人情報保護法 2003年5月公布 2005年4月全面施行 2015年改正

- 1 目的 国及び地方公共団体の責務 事業者の義務 個人の権利利益の保護
- 2 基本理念と国及び地方公共団体の責務
 - ① 基本理念(第3条) 個人情報の適正な取り扱い
 - ② 国の責務(第4条) 必要な施策を総合的に策定し、実施する責務
 - ③ 地方公共団体の責務(第5条) 地域特性に応じて必要な施策の策定、実施する責務
- 3 個人情報及び個人情報取扱事業者の定義
 - (1) 個人情報の定義 生存する個人に関する情報 氏名、生年月日、個人識別符号 顔写真
 - ① 公的番号 パスポート番号 免許書番号 マイナンバー 基礎年金番号等
 - ② 生体情報 DNA 顔 声紋 指紋等
 - (2) 個人情報取扱事業者の定義 個人情報をデータベース化している全ての事業者
- 4 個人情報取扱事業者の義務 ポイント p493
 - (1) 個人情報の取得・利用について
 - ①利用目的の特定(第15条第1項) ②利用目的変更の制限(第15条第2項)
 - ③本人の同意(第16条1項) 但し法令、生命・財産保護、同意困難な場合等を除く
 - ④利用目的の通知・公表(第18条1項) ⑤利用しないデータの消去(第19条)
 - (2) 個人データの安全管理措置について
 - ①個人データの安全管理(第21条) ②委託業者への監督(第22条)
 - (3) 個人データの第三者提供について
 - ① 原則本人の同意必要(第23条)
 - ② 本人の同意が不要な場合
 - ①法令に基づく場合(警察、裁判所、税務署等からの照会)
 - ②生命・身体・財産保護に必要で本人同意が困難(災害時情報の家族・自治体提供)
 - ③公衆衛生上の向上・児童育成推進、本人同意困難(児童不登校・児童虐待のおそれ)
 - ④法令の定める事務(統計調査) ⑤第三者からの提供(一定事項記録)
 - (4) 保有データ開示請求について ①原則開示 ②内容の訂正・削除 ③消去請求
 - (5) 罰則 ①報告・立ち入り調査(第40条) ②指導・助言・勧告・命令(第41条第42条)
 - ③命令に従わない場合6カ月以下の懲役、30万円以下の罰金(第82条~)

第9節 育児・介護休業法

1991年制定 p494

- 1 目的 子の養育又は家族の介護を行う労働者等に対する支援 日本経済・社会の発展
- 2 相談窓口 都道府県 労働局雇用環境・均等部
- 3 育児休業制度と介護休業制度の概要
 - (1) 育児休業制度の概要 原則1歳に満たない子どもを育成する労働者
 - ① パパ・ママ育休プラス 父母両方取得する場合 1歳2か月に延長可
 - ② 保育所に入所できない場合 1年6カ月、最長2年延長可
 - ③ 育児休業回数 原則1回 連続した期間
 - ④ 育児休業給付金の支給(雇用保険) 6カ月 賃金月額67% その後50%
 - (2) 介護休業制度の概要 要介護状態にある家族介護をする労働者
 - ① 家族の範囲 配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母、兄弟姉妹、孫
 - ② 期間 対象家族1人につき 通算93日まで、3回を上限に分割取得可
 - ③ 介護休業給付金(雇用保険) 休業開始時の賃金 67%
- 4 仕事と育児・介護の両立を支援するための支援策 p496 図表2-14
 - ①子の看護休暇 ②介護休暇 ③残業の免除 ④時間外労働の制限 ⑤深夜業の制限
 - ⑥労働時間短縮(育) ⑦労働時間短縮(介) ⑧不利益取扱の禁止 ⑨ハラスメント防止

第10節 高齢者虐待の防止

2005年制定 2006年4月施行 p497

- 1 目的 高齢者虐待防止、養護者を支援の促進 高齢者の権利利益の擁護に資する
- 2 高齢者虐待の定義 65歳以上 養護者による虐待 養介護施設従事者等による虐待
 - (1) 養護者による高齢者虐待 高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等
 - ①身体的虐待 ②介護放棄 ③心理的虐待 ④性的虐待 ⑤経済的虐待 p497~498
 - (2) 養介護施設従事者等による高齢者虐待 対象事業者範囲 p499 図表2-15
 - ①虐待防止、早期発見の義務 ②権利擁護のための必要な援助の実施の義務
- 3 国民や福祉関係者の責務と市町村への通報義務
 - (1) 国民や福祉関係者の責務 虐待の防止、養護者支援等の施策に協力に努める
 - ①虐待の早期発見 ②被虐待高齢者の保護への協力
 - (2) 市町村への通報義務
発見した者 ①生命・身体に重大な危機 通報義務 ②虐待疑い 通報努力義務
養介護施設従事者 発見した場合すべて通報義務(守秘義務違反には当たらない)
- 4 虐待への対応のしくみの概要
 - ①市町村及び市町村長 安全確認・確保・措置・立入調査 警察協力依頼 都道府県報告
 - ②市町村及び都道府県 高齢者の保護 老人福祉法、介護保険法の規定による権限行使
 - ③都道府県知事 高齢者虐待公表 虐待対応の手順 p502~p503 図表2-16 2-17
- 5 養護者への支援 ①負担軽減 ②相談・指導及び助言 ③居室確保の措置
- 6 高齢者虐待の現状 令和元年度 高齢者虐待の対応状況等に関する調査結果
 - ①養護者 図表2-18~図表20 ②施設虐待 図表2-21~図表2-22 p504~505

第11節 成年後見制度 2000年4月 介護保険法と同時施行 p506

- 1 権利擁護の中核をなす制度 禁治産・準禁治産者制度の民放改正
 - ① 本人保護及び「ノーマライゼーション」「自己決定の尊重」「現有能力の活用」
 - ② 成年後見制度利用促進法「本人の意思決定の支援」「身上保護の重視」
 - ③ 成年後見人の職務 財産管理(金銭管理、契約等)と身上監護(見守り、代弁行為等)
 - ④ 法定後見制度と任意後見制度 成年後見制度の分類 p507 図表 2-23
- 2 法定後見制度 (後見人を家庭裁判所が選任し、決められた権限で活動する後見)
 - (1) 法定後見制度の対象者(類型)
 - ① 補助類型(判断能力が不十分な人)
 - ② 保佐類型(判断能力が著しく不十分な人)
 - ③ 後見類型(判断能力が欠けているのが通常の人)
 - (2) 後見開始の申立 ①本人及び親族 ②検察官 ③任意後見人等 ⑤市町村長
 - (3) 後見人の権限
 - ① 代理権(本人の代理をする権限 本人に代わって法律行為を行使する権限)
 - ② 同意権(後見人等の同意がなければ契約が成立しないという権限)
 - ③ 取消権(本人が契約を行ったとしても、いつでも取消すことが出来る権限)
 - ④ 成年後見人等を選任する際の考慮事由
 - ①心身・生活・財産状況 ②候補者の職歴・経歴 ③利害関係の有無 ④本人の意思
 - ⑤ 後見人候補者
 - ①親族 ②専門職(弁護士・司法書士・社会福祉士) ③法人後見 ④市民後見
- 3 任意後見制度 (後見人を当事者が選び公正証書により活動する後見)
 - (1) 任意後見利用の流れ 任意後見制度のフォロー p511 図表 511
 - ① 任意後見契約(公正証書契約) ② 公証人役場 公証人が法務局へ後見登記申請
 - ③ 認知症発症 家庭裁判所へ監督人申し立て ④ 監督人選任 任意後見人監督
 - (2) 任意後見制度の利用者像
 - ①身寄りがない今後が心配 ②後見人を自分で選びたい ③自分で決めた人生設計
 - ④週末医療の自己決定 ⑤葬儀・埋葬等自分の希望 ライフプランの例 p512
- 4 成年後見人の担い手 減少する親族後見 p513 図表 2-25
 - (1) 後見等にかかわる体制の整備 (老人福祉法改正 32条2) 市町村努力義務
 - ① 研修の実施 ② 後見人の家庭裁判所への推薦 ③ 後見人登録名簿の作成
 - ④ 後見人の支援 ●都道府県は市町村への助言その他の援助
 - (2) 市民後見人のいる「新しい地域社会」
 - ① 市民後見人の養成 ② 市民後見人を支援するシステム作り
- 5 介護支援専門員等との連携
 - ① 成年後見人の役割 権利擁護の役割 本人の代理人
 - ② 介護支援専門員の役割 中立・公正 コーディネーターの役割

別表 補助・保佐・後見制度の概要

類型		補助開始の審判	保佐開始の審判	後見開始の審判
要件	対象者 判断能力	精神上の障害（認知症・知的障害・精神障害等）により事理を弁識する能力が不十分な者	精神上の障害により事理を弁識する能力が著しく不十分な者	精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者
申立て	申立権者	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官等、任意後見受任者、任意後見人、任意後見監督人、市町村長		
	本人同意	必要	不要	不要
名称	本人	被補助人	被保佐人	被成年後見人
	支援者	補助人	保佐人	成年後見人
	監督人	補助監督人	保佐監督人	成年後見監督人
同意取消権	付与の対象	申立ての範囲内で家庭裁判所が定める「特定の法律行為」	民法 13 条 1 項所定の行為	日常生活に関する行為以外の行為
	付与の手続	補助開始の審判＋同意権付与の審判＋本人の同意	保佐開始の審判	後見開始の審判
	取消権者	本人・補助人	本人・保佐人	本人・成年後見人
代理権	付与の対象	申立ての範囲内で家庭裁判所が定める「特定の法律行為」	同左	財産に関するすべての法律行為
	付与の手続	補助開始の審判＋同意権付与の審判＋本人の同意	保佐開始の審判＋代理権付与の審判＋本人の同意	後見開始の審判
	本人の同意	必要	必要	不要
責務	身上配慮義務	本人の心身の状況及び生活の状況に配慮する義務	同左	同左

民法 13 条 1 項の同意権・取消権

- ① 元本を領収し、又は利用すること（不動産等の賃料など、金融機関の入出金等）
- ② 借財または保証をすること（現金を借りる保証人になる行為）
- ③ 不動産に関する権利の得失（他人のローン、抵当権、賃貸借契約等）
- ④ 訴訟行為（裁判への同意、同意を得なければ無効）
- ⑤ 贈与、和解又は仲裁契約合意
- ⑥ 相続の承認・放棄、遺産の分割
- ⑦ 贈与の拒絶、遺贈の放棄又は受託等（損得の判断）
- ⑧ 新築、改築、増築、大修繕
- ⑨ 短期賃貸借期間を超える賃貸借

第12節 日常生活自立支援事業 社会福祉法第81条 第二種社会福祉事業

1 日常生活自立支援事業の概要

- (1) 利用できる対象者 二つの条件を満たしている者
 - ① 判断能力が不十分で日常生活(金銭管理)を営むのに支障がある者
 - ② 日常生活自立支援事業の利用契約を締結する能力を有する者
契約能力判定「契約締結判定ガイドライン」 「契約締結審査会」の審議
- (2) 日常生活自立支援事業の実施体制 p518 図表 2-26
 - ① 実施主体 都道府県・指定都市社会福祉協議会
 - ② 事業委託 市町村社会福祉協議会 基幹的社会福祉協議会
 - ③ 専門員 初期相談 支援計画の策定 利用契約の締結 社会福祉士等
 - ④ 生活支援員 支援計画書に基づく支援の実施 非常勤職員
 - ⑤ 運営適正化委員会 都道府県社協 第三者委員会 社会福祉法第83条
 - ① 適正な運営の確保 事業全般の監視、助言、現地調査、勧告等
 - ② 福祉サービスに対する苦情受付・適切な解決
- (3) 支援の内容および方法
 - 1) 福祉サービス利用援助
 - ① 福祉サービス利用手続き ② 苦情解決制度を利用する手続き
 - ③ 消費契約、行政手続きに関する援助 ④ 利用料を支払う手続き等
 - 2) 日常的な金銭管理サービス(代行行為)
 - ① 年金・福祉手当受領手続き ② 医療費・税金・社会保険料・公共料金支払
 - ③ 日用品等支払 ④ 預金の払い戻し、預け入れ、解約手続き
 - 3) 書類等預かりサービス
 - ①年金証書 ②預貯金通帳 ③権利証 ④保険証書 ⑤実印 ⑥銀行印等
- (4) 具体的な支援の流れ
 - ①相談受付 ②契約審査 ③関係機関調整 ④支援計画書の作成と契約締結
 - ⑤サービス提供 ⑥支援内容評価 ⑦サービスの終了 ●利用料
- (5) 介護保険利用における援助
 - ① 要介護認定等申請手続き
 - ② 要介護認定等に関する調査等立ち会い
 - ③ 居宅介護支援事業者選択、および契約締結、解約に関する手続き援助
 - ④ 居宅サービス計画等の一連の手続き、アセスメント情報提供
 - ⑤ 介護サービス事業者との契約締結・変更・解約に関する手続き援助
 - ⑥ 介護保険サービス利用料の支払いの援助
 - ⑦ 介護保険サービス内容のチェックの援助
 - ⑧ 介護保険サービスの苦情解決制度の利用手続き援助